## 沖縄県個人情報保護審査会答申第105号 概要

①件 名	特定日に特定署に保護された記録の部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和3年12月1日(受理:令和3年12月1日)
③実 施 機 関	沖縄県警察本部長(生活安全部 生活安全企画課)
④決 定 年 月 日	令和3年12月9日(沖生企第10728号)
⑤決 定 内 容	保有個人情報部分開示決定
⑥決 定 理 由	(1) 条例第15条第3号(警部補以下の職員氏名)に該当開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるとして「沖縄県個人情報保護条例施行規則」第1条(警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職)で定める職に該当することから不開示とする。 (2) 条例第15条第3号(第三者の個人情報)に該当開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから不開示とする。 (3) 条例第15条第8号に該当事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とする。
⑦審査請求年月日	令和4年1月7日 (受理:令和4年1月7日)
⑧審査請求の趣旨	開示請求書の内容が黒く塗りつぶされた部分について極力開示してほしいため、開示請求した保護取扱簿の内容に関して再調査と開示に関しての再審査を請求したい。
⑨審査請求の理由	保護取扱簿の「①保護の区別」欄に記載されている内容は事実と異なる。 発見時の状況及び保護を必要と認めた理由の欄に事実とは異なる記載がされており、請求人を不当逮捕した警察官らを特別公務員職権乱用罪で刑事告訴をしたい等のため、正確な記録が必要なので開示請求書の内容の黒く塗りつぶされた部分を極力開示してほしい。
⑩諮 問 年 月 日	令和4年7月29日(沖公委(生企)第111号)
⑪答 申 年 月 日	令和5年4月17日
⑫答 申 内 容	○審査会の結論 沖縄県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った、令和3年12月 9日付け沖生企第10728号による保有個人情報部分開示決定については、妥 当である。
	○審査会の判断理由(概要) (1) 本件請求等について 審査請求人は実施機関に対し、特定日に特定警察署に保護された記録について開示請求を行い、実施機関は「保護取扱簿」を対象文書として特定し、部分開示決定とする処分を行った。 これに対し、審査請求人は「保護取扱簿の内容に関して再調査と開示に関しての再審査を請求したい。」「開示請求の内容の黒く塗りつぶ

された部分を極力開示してほしい。」等と主張し、反論書においては対象文書の全部開示を求めている。

実施機関は本件処分における不開示部分については、条例第15条第3号及び第8号に該当し、不開示とすることが妥当としていることから、以下、保護取扱簿を見分した結果を踏まえ、実施機関が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 条例第15条第3号(警部補以下の職員氏名)の不開示情報該当性について

審査会において、実施機関が不開示とした保護取扱簿の該当部分を見分したところ、警部補以下の職員の氏名及び印影の情報が記載されていることを確認した。

実施機関の主張のとおり、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職の職員の氏名については、これを開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして条例施行規則第1条で定められていることから、実施機関が条例第15条第3号の不開示情報に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第15条第3号(第三者の個人情報)の不開示情報該当性について

実施機関は条例第15条第3号において、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示とすることが規定されており、「通報者が通報時に警察官に述べた内容」はこれに該当し、開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあること、さらに条例第15条第3号アに規定された慣行として知り得る情報にも該当しないことから、不開示情報に該当する旨説明する。

審査会において、実施機関が不開示とした保護取扱簿の該当部分を見分したところ、通報者が通報時に警察官に述べた情報が記載されていることを確認した。

実施機関の主張のとおり、当該情報は請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、また慣行として知り得る情報にも該当しないことから、実施機関が条例第15条第3号の不開示情報に該当すると判断したことは妥当である。

(4) 条例第15条第8号の不開示情報該当性について

実施機関は、同号により不開示とした部分は、保護現場において、警察官が要保護者の言動等を調査、観察し同言動等に対する客観的な評価や判断を行った警察の保護業務における事務又は事業に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなった場合、現場で職務執行に当たる警察官が、今後の保護業務において本来客観的かつ率直に表現すべき評価や判断の情報に関し、慎重な表現を模索するあまり消極的な表現にとどまるなど、適正な保護業務に著しい支障が生じることとなる旨等を説明する。

審査会において実施機関が不開示とした保護取扱簿の該当部分を見分したところ、当該情報は、警察官が審査請求人の言動等を調査、観察し同言動等に対する客観的な評価を行った保護業務における事務又は事業に関するものであることが確認され、当該情報の内容が開示されることにより、客観的かつ率直に表現すべき保護業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると考えられる。

したがって、実施機関が条例第15条第8号の不開示情報に該当すると して当該情報を不開示と判断したことは妥当である。